明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令（**文部科学**一〇）　一
○貨物自動車運送事業法施行規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（**国土交通**一二七）　一六

〔告　示〕
○送出事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（**厚生労働**七九）　三三
○受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（**同**八〇）　三六
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の農林水産大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五九一）　三七

〔官庁報告〕
国家試験
第三十四回管理栄養士国家試験の施行（厚生労働省）　三六
看護師国家試験の施行（同）　二九
助産師国家試験の施行（同）　三三
保健師国家試験の施行（同）　三三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成三十年度決算（日本郵政共済組合・日本たばこ産業共済組合）、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　九六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、押収物還付関係　九七
会社その他
会社決算公告　九九
一〇六

省令

○文部科学省令第十号

理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月一日

文部科学大臣　柴山　昌彦